

最低制限価格及び低入札価格調査制度の見直しについて

下関市上下水道局

最低制限価格及び低入札価格調査基準額の算出方法を見直します。計算方法については下記のとおりです。

(1) 最低制限価格（千円未満切捨て）

① 土木系工事

設計金額の内訳から

$\text{「直接工事費} \times 100\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 80\% + \text{一般管理費} \times 70\% \text{」}$ （費目ごとに小数点以下切捨て）

② 営繕系工事（機械設備工事・電気設備工事は営繕系工事とする）

設計金額の内訳から

$\text{「(直接工事費} - \text{現場管理費相当額)} \times 100\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{(現場管理費} + \text{現場管理費相当額)} \times 80\% + \text{一般管理費} \times 70\% \text{」}$ （費目ごとに小数点以下切捨て）

なお、現場管理費相当額は、以下によるものとする。

ア イを除く営繕系工事

- ・直接工事費に10分の1を乗じた額

イ 営繕系工事のうち昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事

- ・直接工事費に10分の2を乗じた額

③ 解体工事等

$(\text{入札価格の低いものから} 10 \text{社の平均値}) \times 90\%$

(2) 低入札価格調査基準額（千円未満切捨て）

① 土木系工事

設計金額の内訳から

$\text{「直接工事費} \times 100\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 80\% + \text{一般管理費} \times 70\% \text{」}$ （費目ごとに小数点以下切捨て）

② 営繕系工事（機械設備工事・電気設備工事は営繕系工事とする）

設計金額の内訳から

$\text{「(直接工事費} - \text{現場管理費相当額)} \times 100\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{(現場管理費} + \text{現場管理費相当額)} \times 80\% + \text{一般管理費} \times 70\% \text{」}$ （費目ごとに小数点以下切捨て）

なお、現場管理費相当額は、以下によるものとする。

ア イを除く営繕系工事

- ・直接工事費に10分の1を乗じた額

イ 営繕系工事のうち昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事

- ・直接工事費に10分の2を乗じた額

※失格基準額は低入札調査基準額の98%とする。

※解体工事については失格基準額を適用しない。

(3) 適用年月日

(1)(2)とも平成27年10月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用します。